

『こどもみらい住宅支援事業』について

The AGC logo is displayed in a white rectangular box on the right side of the slide. It consists of the letters 'AGC' in a bold, blue, sans-serif font, with a small red square positioned above the letter 'C'.

AGC株式会社
AGCガラスプロダクツ株式会社

2022年5月10日版

Your Dreams, Our Challenge

本資料は、**2022年5月10日時点**のものになります。
今後、内容が変更される場合もございますので、**ご注意ください。**

『こどもみらい住宅支援事業』の詳細は、**事務局ホームページをご確認ください。**

<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>

お問い合わせ窓口

こどもみらい
住宅支援事業
事務局



0570-033-522

IP電話等からの
お問い合わせ先

042-204-0994

受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝含む)

※電話番号はお間違えないようにお願いいたします。

※通話料がかかります。

※基本的なパソコン、メール設定や
操作方法についてのお問い合わせには、対応しません。

現在、お問い合わせ窓口は、たくさんのお電話をいただいております、繋がりにくくなっております。

ご案内できることはホームページに掲載しています。

問い合わせが多いものはよくあるご質問にも反映してまいります。

まずはホームページを必ずご確認ください。

子育て支援及び2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、子育て世帯又は若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して補助することにより、子育て世帯又は若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図る。

※ 子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯、若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯
(年齢はいずれも令和3年4月1日時点)

グリーン住宅ポイント
予算：1,094億円

● 予算額：542+600=1,142億円 (新築・リフォームの合計)

令和3年度補正予算542億円に加え、令和4年度予備費等において600億円を措置し、「こどもみらい住宅支援事業」の申請期限を令和5年3月末まで延長。(2022/4/28)

● 補助対象の事業タイプ

新築 <発注者又は購入者が自ら居住する住宅が対象>

(1) 注文住宅の新築

子育て世帯又は若者夫婦世帯が、新たに発注（工事請負契約）するもの

(2) 新築分譲住宅の購入

子育て世帯又は若者夫婦世帯が購入（売買契約）する新築住宅

リフォーム <1戸あたりの上限補助額が30万円超となる場合は、発注者が自ら居住する住宅が対象>

(3) リフォーム

所有者等※が工事を発注（工事請負契約）するリフォーム

※リフォーム住宅の所有者（法人を含む）、居住者又は管理組合、管理組合法人を指す。

新築住宅の要件

【補助対象期間】

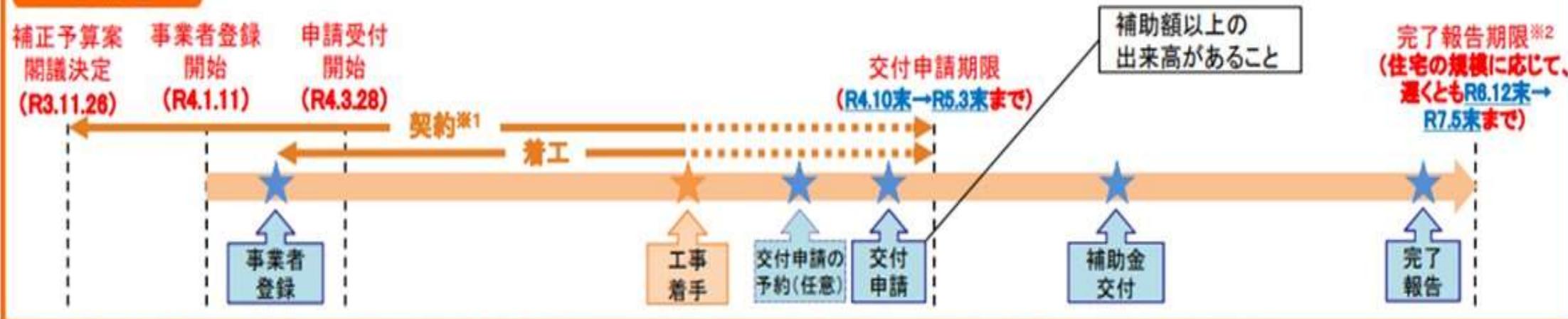
- (1) 注文住宅の新築
- (2) 新築分譲住宅の購入

下記①②の両方を満たすこと。ただし、**2023年3月31日までに工事が一定以上の出来高に達した上で交付申請を行い、別途定める期間内に完了報告が可能なものに限る。**

- ① **2021年11月26日以降に工事請負契約※を締結したもの**
- ② **別途定める事業者登録を行った後に建築工事に着工するもの**

※新築分譲住宅の購入の場合は売買契約。

3 手続き



補助額以上の出来高があること

完了報告期限※2
(住宅の規模に応じて、
遅くともR6.12末→
R7.5末まで)

※1 注文:工事請負契約、分譲:売買契約 ※2 完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

2021年11月26日

2023年3月末まで

2025年5月末まで

【世帯要件】 子育て世帯又は若者夫婦世帯

【対象住宅の性能要件等】 下記の（１）、（２）に該当すること。

（１） 次の①～③のいずれかに該当すること

- ① **ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready 又は ZEH Oriented**
強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギーから**20%以上の一次エネルギー消費量が削減**される性能を有する住宅
- ② 高い省エネ性能等を有する住宅
 - a) **認定長期優良住宅**
 - b) **認定低炭素住宅**
 - c) **性能向上計画認定住宅**
- ③ 一定の省エネ性能を有する住宅
日本住宅性能表示基準で定める**断熱等性能等級 4 かつ一次エネルギー消費量等級 4**の性能を有する住宅
※建築物省エネ法に基づく省エネ基準への適合を本事業の要件とするため、断熱等性能等級 4 の基準のうち、結露の発生を防止する対策に関する基準を満たさない住宅も対象となります。

（２） 住戸の延べ面積が**50㎡以上**であること。

【補助額】

対象住宅	補助額
① ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの)	100 万円/戸
② 高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅)	80 万円/戸
③ 一定の省エネ性能を有する住宅 (断熱等級4かつ一次エネ等級4を満たす住宅)	60 万円/戸

【補助対象期間】

下記①②の両方を満たすこと。ただし、**2023年3月31日までにすべての工事が完了**した上で交付申請が可能なものに限る。

- ① **2021年11月26日以降に工事請負契約を締結したもの**
- ② **別途定める事業者登録を行った後に工事着手するもの**

【対象住宅の性能要件等】

次の①～⑧に該当するリフォーム工事等が対象。

ただし、次の①～③のいずれかに該当するリフォーム工事を含んでいることが必要。

また、**1申請当たりの合計補助額が5万円未満の場合は申請できない。**

① 開口部の断熱改修	いずれか必須
② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修	
③ エコ住宅設備の設置	
④ 子育て対応改修	任意
⑤ バリアフリー改修	
⑥ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置	
⑦ 耐震改修	
⑧ リフォーム瑕疵保険等への加入	

【補助額】

補助額は、対象となるリフォーム工事等に応じた補助額の合計。

ただし、同一のリフォーム工事が、複数の対象工事に該当する場合は、いずれか高い補助額のみを合算する。

また、複数回の申請を行う場合でも、1戸あたりの補助額の上限は、リフォームを行う者の属性及び既存住宅購入の有無に応じて下表に示すとおりとし、**1申請あたりの合計補助額が5万円未満の場合は申請できない。**

世帯の属性	既存住宅購入の有無	1戸あたりの上限補助額
子育て世帯又は若者夫婦世帯	既存住宅を購入し※1※2、リフォームを行う場合※3	60万円
	上記以外のリフォームを行う場合※4	45万円
その他の世帯※5	安心R住宅を購入し※1※2、リフォームを行う場合※3	45万円
	上記以外のリフォームを行う場合	30万円

※1 売買契約額が100万円（税込）以上であること。

※2 2021年11月26日以降に売買契約を締結したものに限り。

※3 自ら居住することを目的に購入する住宅について、売買契約締結から3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結する場合に限り。

※4 自ら居住する住宅でリフォーム工事を行う場合に限り。

※5 法人、管理組合を含む。

リフォームの補助額

【発行ポイント】

下記①～⑧のリフォーム工事等に応じて設定する補助額の合計。

	内 容	ポイント数	
いずれか必須	① 開口部の断熱改修	工事内容に応じて 補助額が設定	
	② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修		
	③ エコ住宅設備の設置		
任意	④ 子育て対応改修		150,000円/戸
⑤ バリアフリー改修			
⑥ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置	7,000円/契約		
⑦ 耐震改修			
	⑧ リフォーム瑕疵保険等への加入		

(注) 1 申請あたり ①～⑧の合計補助額が 5万円未満 の場合は、補助申請できない。

(注) ④の子育て対応改修に該当する開口部の改修のうち、①の開口部の断熱改修の基準を満たすものは、必須工事を実施しているものとして扱う。

リフォームの補助額

① 開口部の断熱改修 : 1箇所あたりの補助額 × 施工箇所数 の補助額

大きさの区分	ガラス交換		内窓設置		外窓交換		ドア交換	
	面積	1枚あたりの補助額	面積	1箇所あたりの補助額	面積	1箇所あたりの補助額	面積	1箇所あたりの補助額
大	1.4㎡以上	8,000円	2.8㎡以上	21,000円	開戸 : 1.8㎡以上 引戸 : 3.0㎡以上	32,000円		
中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	6,000円	1.6㎡以上 2.8㎡未満	16,000円	-	-		
小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	2,000円	0.2㎡以上 1.6㎡未満	14,000円	開戸 : 1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸 : 1.0㎡以上 3.0㎡未満	28,000円		

※ ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。

※ ガラス交換の面積は、ガラス寸法で算出。

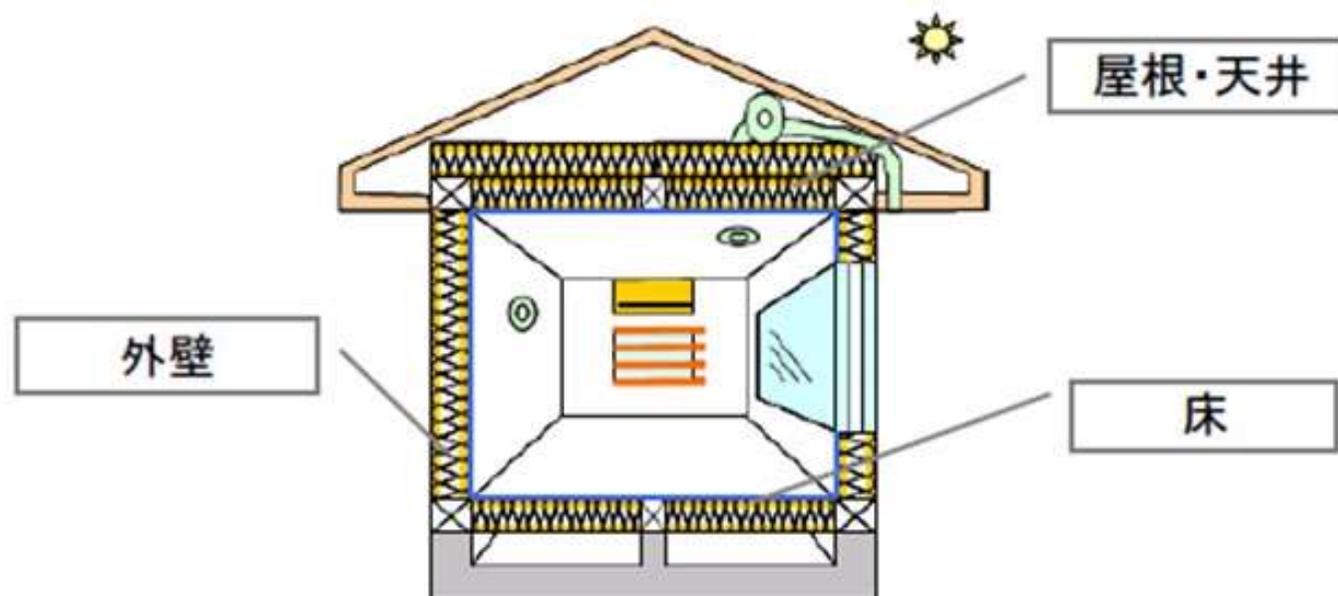
※ 内窓設置は、内窓交換を含む。

※ 内窓設置、外窓交換、ドア交換の面積は、内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法で算出。

- ② **外壁、屋根・天井又は床の断熱改修**
最低使用量以上の断熱材を使用する改修について、施工部位ごとに1戸あたり下記の補助額。

外壁	屋根・天井	床
102,000円/戸 (51,000円/戸)	36,000円/戸 (18,000円/戸)	61,000円/戸 (30,000円/戸)

※ カッコ内は、部分断熱の場合の補助額。



② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

外壁、屋根・天井又は床の断熱改修の断熱材最低使用量

○ 断熱材の1戸あたりの最低使用量（一戸建ての住宅）

断熱材の区分	熱伝導率 【単位：W/m ² ・K】	断熱材最低使用量【単位：m ³ 】		
		外壁	屋根・天井	床
A-1、A-2、 B、C	0.052～0.035	6.0 (3.0)	6.0 (3.0)	3.0 (1.5)
D、E、F	0.034以下	4.0 (2.0)	3.5 (1.8)	2.0 (1.0)

○ 断熱材の1戸あたりの最低使用量（共同住宅等）

断熱材の区分	熱伝導率 【単位：W/m ² ・K】	断熱材最低使用量【単位：m ³ 】		
		外壁	屋根・天井	床
A-1、A-2、 B、C	0.052～0.035	1.7 (0.9)	4.0 (2.0)	2.5 (1.3)
D、E、F	0.034以下	1.1 (0.6)	2.5 (1.3)	1.5 (0.8)

※ カッコ内は、部分断熱の場合の断熱材使用量を示す。

※ 断熱材区分を双方用いる場合、部分断熱の場合、基礎断熱の場合についての詳細な要件は、国土交通省発行の『こどもみらい住宅支援事業の内容について』をご参照ください。

③ エコ住宅設備の設置

下表に掲げる住宅設備について、**太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯機**については、設置を行った設備の種類に応じて**戸当たり1台分までを補助対象**とし、**節水型トイレ、節湯水栓**については、設置を行った設備の種類に応じた補助額にその**台数を乗じて補助額を算定**し、それらを合計した補助額とする。

エコ住宅設備の種類		補助額
太陽熱利用システム		24,000円/戸
節水型トイレ	掃除しやすいトイレ	19,000円/台
	上記以外	17,000円/台
高断熱浴槽		24,000円/戸
高効率給湯機		24,000円/戸
節湯水栓		5,000円/台

④ 子育て対応改修

(i) 家事負担の軽減に資する設備の設置、(ii) 防犯性の向上に資する開口部の改修、(iii) 生活騒音への配慮に資する開口部の改修、(iv) キッチンセットの交換を伴う対面化改修 について補助。

(i) 家事負担の軽減に資する設備の設置

種類		補助額
ビルトイン食器洗機		19,000円/戸
掃除しやすいレンジフード		10,000円/戸※1
ビルトイン自動調理対応コンロ		13,000円/戸※1
浴室乾燥機		20,000円/戸
宅配ボックス	住戸専用※2の場合	10,000円/戸
	共用の場合	10,000円/ボックス※3

※ 1 「キッチンセットの交換を伴う対面化改修」で補助金が交付される場合、本項目は補助の対象とならない。

※ 2 共同住宅においては、単数のボックスなど当該住戸用に独立して設置された宅配ボックスに限る。

※ 3 例えば、1の宅配ボックスに4つのボックスが設置されている場合は、40,000円となる。

(注) 共用の宅配ボックスは、設置するボックス数（20を上限とする）に応じた補助額とする。

④ 子育て対応改修

(ii) 防犯性の向上に資する開口部の改修

1箇所あたりの補助額 × 施工箇所数 の補助額を補助。

大きさの 区分	外窓交換		ドア交換	
	面積※1	1箇所あたりの 補助額	面積※1	1箇所あたりの 補助額
大	2.8㎡以上	29,000円	開戸：1.8㎡以上 引戸：3.0㎡以上	43,000円
中	1.6㎡以上 2.8㎡未満	20,000円	—	—
小	0.2㎡以上 1.6㎡未満	17,000円	開戸：1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸：1.0㎡以上 3.0㎡未満	31,000円

※1 外壁のサッシ枠又は開戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法とする。

④ 子育て対応改修

(iii) 生活騒音への配慮に資する開口部の改修

1箇所あたりの補助額 × 施工箇所数 の補助額を補助。

大きさの 区分	ガラス交換		内窓設置・外窓交換		ドア交換	
	面積	1枚あたりの 補助額	面積	1箇所あたり の補助額	面積	1箇所あたり の補助額
大	1.4㎡以上	8,000円	2.8㎡以上	21,000円	開戸：1.8㎡以上 引戸：3.0㎡以上	32,000円
中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	6,000円	1.6㎡以上 2.8㎡未満	16,000円	—	—
小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	2,000円	0.2㎡以上 1.6㎡未満	14,000円	開戸：1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸：1.0㎡以上 3.0㎡未満	28,000円

※ ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラス1枚あたりに補助。

※ 内窓設置は、内窓交換を含む。

※ ガラス交換の面積は、ガラスの寸法で算出。

※ 内窓設置、外窓交換、ドア交換の面積は、内窓もしくは外窓のサッシ枠又は開戸もしくは引戸の戸枠の枠外寸法で算出。

(iv) キッチンセットの交換を伴う対面化改修 : 86,000円/戸

本項目で補助金が交付される場合、(i)の「掃除しやすいレンジフード」又は「ビルトイン自動調理対応コンロ」について補助を受けることはできない。

開口部リフォームの補助対象および補助額

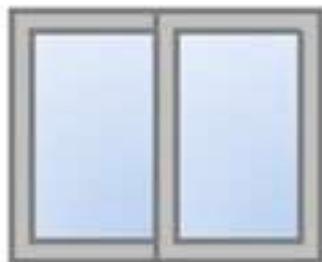
- ・ ガラス交換、内窓設置は、防犯改修は対象外。
- ・ 断熱（省エネ）改修と防音改修の補助額は同一。

	サイズ	ガラス交換	内窓設置	外窓交換
断熱 (省エネ)	大	8,000円/枚	21,000円/窓	
	中	6,000円/枚	16,000円/窓	
	小	2,000円/枚	14,000円/窓	
防犯	大	対象外	対象外	29,000円/窓
	中	対象外	対象外	20,000円/窓
	小	対象外	対象外	17,000円/窓
防音	大	8,000円/枚	21,000円/窓	
	中	6,000円/枚	16,000円/窓	
	小	2,000円/枚	14,000円/窓	

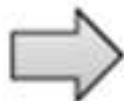
開口部リフォーム補助額の計算例

断熱性能 + 遮音・防犯性能を有するサッシにした場合

1. 外窓を断熱性能と遮音性能両方を有するサッシとした場合



断熱 + 遮音



断熱性能・遮音性能の両方を満たす場合、補助額は合算ではなく、高い方の補助額が適用されます。

例) 中サッシの外窓交換の場合
断熱16,000円、遮音16,000円。
⇒補助額16,000円

2. 外窓を断熱性能と防犯性能両方を有するサッシとした場合



断熱 + 防犯



断熱性能・防犯性能の両方を満たす場合、補助額は合算ではなく、高い方の補助額が適用されます。

例) 中サッシの外窓交換の場合
断熱16,000円、防犯20,000円。
⇒補助額20,000円

⑤ バリアフリー改修

下表に掲げるバリアフリー工事について、その箇所数によらず、改修を行った対象工事の種類に応じた補助額の合計とする。

対象工事の種類	工事内容	補助額
手すりの設置※	便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上に1本以上の手すりを取り付ける工事	5,000円/戸
段差解消※	便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む）	6,000円/戸
廊下幅等の拡張※	介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口のうち、いずれか1箇所以上の幅を拡張する工事	28,000円/戸
ホームエレベーターの新設	戸建住宅又は共同住宅専有部分に新設する工事	150,000円/戸
衝撃緩和畳の設置	衝撃緩和畳を新設又は入替えにより設置する工事（4.5畳以上設置の場合に限る）	17,000円/戸

※ 原則として、バリアフリー改修促進税制の取扱いに準じる。

⑥ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置

設置を行った設備の下表に掲げる冷房能力に応じた補助額にその台数を乗じて補助額を算定し、それらを合計した補助額とする。

エアコンの冷房能力	補助額
3.6kW以上	24,000円/台
2.4kW以上～2.8kW以下	22,000円/台
2.2 kW以下	19,000円/台

⑦ 耐震改修 : 150,000円/戸

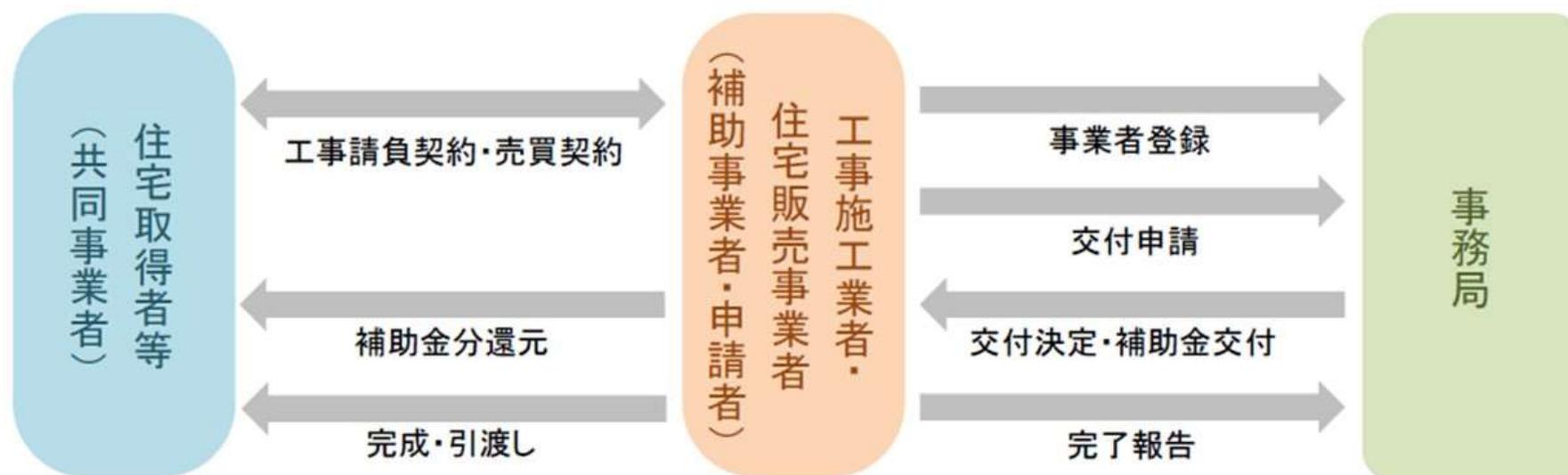
旧耐震基準により建築された住宅を、現行の耐震基準に適合させる工事が対象。

⑧ リフォーム瑕疵保険等への加入 : 7,000円/契約

国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人が取り扱うリフォーム瑕疵保険及び大規模修繕工事瑕疵保険であること。

申請手続き

- ・本事業は、事業者の方々に補助事業者として、申請手続きを行っていただく。
- ・住宅取得者等は、共同事業者として、すべての申請手続きに協力するものとする。
- ・補助金は、事業者から住宅取得者等に全額を還元していただく。
- ・事務局への申請手続きは、全てオンラインを予定。

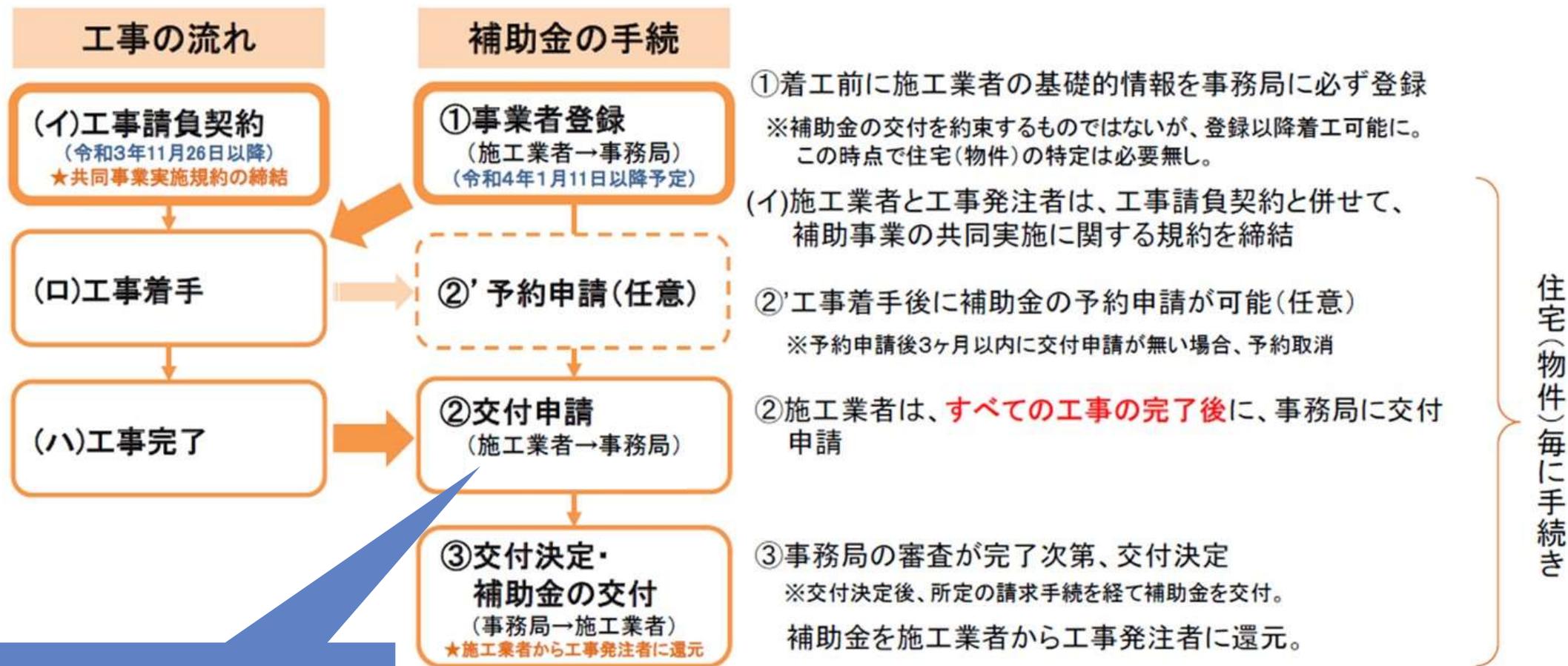


補助事業のタイプ	補助事業者 (申請者)	共同事業者
(1) 注文住宅の新築	施工業者 (工事請負業者)	建築主
(2) 新築分譲住宅の購入	販売事業者 (販売代理を含む)	購入者
(3) リフォーム工事	施工業者 (工事請負業者)	工事発注者

※ 対象工事を複数の事業者に発注 (分離発注) する事業は、1 事業者 (代表事業者) がすべての手続きと補助金の受領を代表して行う場合に限り、申請を行うことができる。共同事業者及び他の工事請負業者が手続きに協力することが必要。

リフォームにおける基本的な申請の流れ

2021年11月26日以降に工事請負契約※1を締結し、かつ施工業者から事務局に事業者登録を行った後に工事着手する住宅が補助対象。 ※1 変更契約を除く



交付申請期限
2023年3月31日まで

※ 予算上限に達した場合、これよりも早く受付を終了する可能性がある。

事業者登録期間：2022年1月11日～遅くとも2022年9月30日（予定）

事業者単位で登録（1事業者（法人又は個人事業主）で複数登録は不可

【主な登録事項】

事業 タイプ	新築		リフォーム
	注文住宅	分譲住宅	
事業者 情報	法人：法人名称、法人番号／（必要書類）法人登記の登記事項証明書・法人の印鑑証明 個人：屋号、個人事業主の氏名／（必要書類）事業主の印鑑証明		
事業 内容	・実施予定の補助事業の内容（注文住宅／分譲住宅／リフォーム（複数選択可）） ・受注可能エリア（都道府県を選択）		
事業 免許等	建設業許可 （許可業者の場合）	宅地建物取引業免許 （必須）	建設業許可／ 住宅リフォーム事業者団体登録 （許可業者／登録団体の構成員の場合）

- ・事業者登録日以降、着工したものが補助対象。
- ・登録した事業者のうち希望する者については、事務局のホームページ上で情報を公開。

施工業者が行う手続きの流れ ①

事務局

施工業者
(こどもみらい住宅事業者)

消費者・工事発注者
(共同申請者)

本社担当者
(統括アカウント)

2 こどもみらい住宅
事業者に登録

1 こどもみらい住宅
事業者に登録申請

4 こどもみらい住宅
事業者の公表

3 公表情報の登録
(任意)

営業担当者等
(担当者アカウント)

5 問い合わせ

工事計画、見積り等

6 工事請負契約の締結
(2021年11月26日以降)

7 本事業用・共同事業
実施規約の締結

8 着工 (1と6以降)

本事業の交付申請等の全ての手続きは、リフォーム工事の施工業者が、事務局が提供するWEBシステム『補助事業ポータル』上で行う。

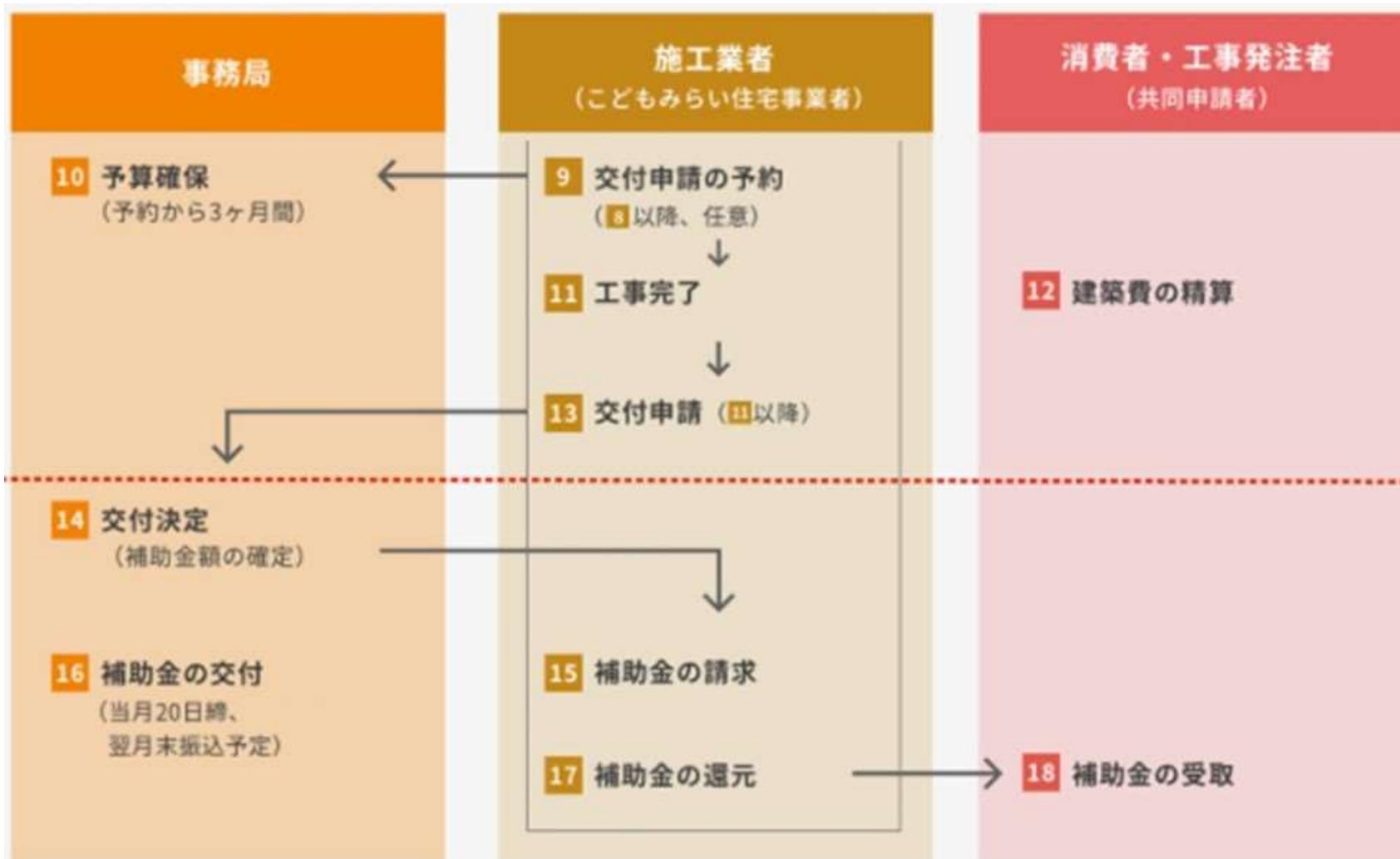
<統括アカウント>

本事業の参加登録（事業者登録）を行い、各営業担当者が行う交付申請や補助金の受領を管理するためのアカウント。本社の管理部門等の担当者が取得、利用する。
(1事業者1アカウントのみ)

<担当者アカウント>

消費者と契約し、交付申請の登録を行うためのアカウント。消費者から必要書類を集められる営業担当者等が取得し、利用する。(アカウント数に制限はない)

施工業者が行う手続きの流れ ②



<交付申請の予約（予約申請）について>

新築・リフォームともに建築工事着工後に補助金の予約申請が可能（任意）。

予約によって補助金が一定期間確保される。予約申請後3ヶ月以内に交付申請が無かった場合、その予約は取り消される。予約を行っただけでは、交付申請を行っただけにはならない。

リフォームにおける申請書の添付書類等

<凡例> ◎ 必須、○ 該当する場合に提出

提出が必要な場合	基本的な添付書類	事業者登録	予約有		予約無	
			予約申請	交付申請	交付申請	
共通	事業者登録申請書<指定の様式>	◎	—	—	—	
	補助事業者の商業法人登記の写し(法人の場合)及び印鑑証明書	◎	—	—	—	
	工事請負契約書の写し	—	◎	—	◎	
	工事着手したことがわかる写真(交付申請毎に1枚提出)	—	◎	—	—	
	対象工事内容等に応じた性能を証明する書類*1 (工事箇所毎に提出)	性能を証明する書類(性能証明書、納品書等)	—	—	◎	◎
		工事前写真	—	◎	—	◎
		工事中写真 または 工事後写真	—	—	◎	◎
	共同事業実施規約<指定の様式>	—	—	◎	◎	
工事発注者の本人確認書類 (個人:運転免許証の写し、法人:商業法人登記の写し等)	—	◎	—	◎		
【子育て世帯または若者夫婦世帯の場合】	住宅取得者の本人確認 および 子育て世帯・若者夫婦世帯であることが確認できる書類 (住民票(世帯票)の写し等)	—	○**2	—	○**2	
	工事発注者の住民票の写し(補助対象住宅の居住が確認できるもの)	—	—	○	○**3	
【既存住宅を購入する場合】	不動産売買契約書の写し	—	○	—	○	
	不動産登記における建物の全部事項証明書の写し	—	○	—	○	
	工事発注者の住民票の写し(補助対象住宅の居住が確認できるもの)	—	—	○	○**3	
	【子育て世帯または若者夫婦世帯以外で安心R住宅を購入する場合】 安心R住宅調査報告書の写し	—	○	—	○	

次ページを参照

リフォームにおける対象工事内容等の証明書類

《対象工事内容等に応じた性能を証明する書類》 (注) 調整中であり、今後変更の可能性がります。

開口部の断熱改修		性能証明書★	工事写真(工事前後)
外壁、屋根・天井、床の断熱改修	吹込み・吹付けの場合	施工証明書★	工事写真(工事中)
	上記以外の場合	納品証明書★	
エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システムの設置	性能証明書★	工事写真(工事前後)
	節水型トイレの設置	納品書※1の写し	工事写真(工事前後)
	高断熱浴槽の設置	性能証明書★	工事写真(工事前後)
	高効率給湯機の設置	納品書※1の写し	工事写真(工事前後)
	節湯水栓の設置	納品書※1の写し	工事写真(工事前後)
子育て対応改修	ビルトイン食器洗機の設置	納品書※1の写し	工事写真(工事前後)
	掃除しやすいレンジフードの設置	納品書※1の写し	工事写真(工事前後)
	ビルトイン自動調理対応コンロの設置	納品書※1の写し	工事写真(工事前後)
	浴室乾燥機の設置	納品書※1の写し	工事写真(工事前後)
	宅配ボックスの設置	性能証明書★	工事写真(工事前後)
	防犯性の向上に資する開口部の改修	今後公表予定	
	生活騒音への配慮に資する開口部の改修	今後公表予定	
	キッチンセットの交換を伴う対面化改修	平面図(工事後)	工事写真(工事前後)

申請期限等（期限延長について）

- コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）を受けて、原油高・物価高騰による住宅価格上昇への対策として、令和3年度補正予算542億円に加え、令和4年度予備費等において**600億円を措置**するとともに、**申請期限を令和4年度末まで延長**。
- なお、住宅・建築物のカーボンニュートラルに向けた取組を加速する観点から、より高い性能を有する省エネ住宅への支援に重点化するため、「**省エネ基準に適合する住宅**」の**新築**については、**令和4年6月末までに工事請負契約又は売買契約を締結したものに補助対象を限定**。

補助対象工事		申請期限等	
住宅 の 新築	①ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの)	【契約期限】 令和4年10月31日	【契約期限】 令和5年3月31日※ ※新築③は、令和4年6月30日
	②高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素建築物、性能向上計画認定住宅)	【交付申請期限】 令和4年10月31日	【交付申請期限】 令和5年3月31日
	③省エネ基準に適合する住宅 (断熱等級4かつ一次エネ等級4以上を満たす住宅)	【完了報告期限】 ○戸建住宅 令和5年5月31日 ○共同住宅等(階数10以下) 令和6年2月15日 ○共同住宅等(階数11以上) 令和6年12月31日	【完了報告期限】 ○戸建住宅 令和5年10月31日 ○共同住宅等(階数10以下) 令和6年7月15日 ○共同住宅等(階数11以上) 令和7年5月31日
住宅のリフォーム			



こどもみらい住宅支援事業（リフォーム）と他の補助金の併用

- 住宅（外構含む。）のリフォーム工事を対象とする国の他の補助制度との併用はできない。
- ただし、本制度で対象とするリフォーム工事の請負工事契約と、他の補助制度で対象とするリフォーム工事の請負工事契約が別である場合については、併用することができる。
- 住宅のリフォームに係る代表的な補助制度との併用の取扱については次の通り。

補助制度	併用可否
外構部の木質化対策支援事業	△ (請負工事契約が別である場合は併用可)
長期優良住宅化リフォーム推進事業	△ (請負工事契約が別 かつ 工期が別である場合は併用可)
住宅・建築物安全ストック形成事業	△ (請負工事契約が別である場合は併用可)
地域型住宅グリーン化事業	△ (請負工事契約が別 かつ 工期が別である場合は併用可)
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における 低炭素化促進事業	△ (請負工事契約が別である場合は併用可)
次世代省エネ建材支援事業	△ (請負工事契約が別である場合は併用可)
高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業	△ (請負工事契約が別である場合は併用可)

※ 住宅ローン減税等の税制優遇については、併用可。

**AGC製品を使用して
本事業のご活用をお願いいたします。**